

令和元年度地域資源活用支援事業実施要項

(目的)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、茨城県への観光誘客促進を図るため、市町村又は市町村観光協会（以下「市町村等」という。）、協議会会員等が実施する地域資源を活用した新たな観光宣伝事業について、予算の範囲内で協賛を行うものとし、その協賛については、この要項に定めるところによる。

(協賛対象団体)

第2条 協議会の協賛の対象となる団体は、次の各号の何れの要件も満たす団体（以下「協賛対象団体」という。）とする。

- (1) 以下の何れかに該当する団体であること。
 - イ 市町村等を構成員に含む団体（市町村等を含む）
 - ロ 複数の協議会の会員である観光事業者等で構成されている団体
 - ハ 協議会の会員である観光事業者等
- (2) その団体の構成員であるすべての協議会の会員が予算に基づく負担金もしくは協賛金を完納している、あるいは完納することが確実であると見込まれること。
- (3) 事業推進のための組織体制及び予算措置が構成員の合意に基づき明確になっていること。

(協賛対象事業)

第3条 協議会の協賛の対象となる事業は、協賛対象団体が実施する事業のうち次の各号の何れの要件も満たす事業（以下「協賛対象事業」という。）とする。

ただし、前条第1号中ハに該当する協賛対象団体が実施する事業については、茨城県もしくは市町村等による共催・後援等の関与が認められるものに限る。

- (1) 地域固有の資源を活用して実施する観光宣伝事業であること。
- (2) 事業開始から3年を経過していないこと。

ただし、同地域において既存の類似事業（当該協賛対象団体が実施するもの以外のものも含む）が存在する場合は、当該類似事業の開始から3年を経過していないこと。
- (3) 内容に新規性・独自性があり、観光誘客に資すると会長が認める事業であること。
- (4) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までに行われる事業であること。

(協議会の協賛)

第4条 協議会は、申し出に基づき当該事業に必要な経費を認定し、その全部又は一部を負担することにより、協賛対象事業に協賛するものとする。

- 2 同一の協賛対象団体に対する協賛は、2回を限度とする。

(協賛の範囲)

第5条 協議会は、前条に基づき協賛対象事業について協賛する場合には、その事業実施に必要と認定した経費について下表の範囲で経費の全部又は一部を負担する。

事業の種類	負担割合等	限度額
新規事業	事業費の10/10以内	150万円と協賛対象団体の構成員の所在する市町村数×30万円のいずれか低い額
継続事業	事業費の1/2以内	150万円と協賛対象団体の構成員の所在する市町村数×30万円のいずれか低い額

(協賛の期間)

第6条 第4条に基づく協賛対象団体の事業への協賛は、申し出のあった年度に限り行うことができるものとする。

(協賛の申し出)

第7条 協賛対象団体は、協賛対象事業の実施について協議会に協賛を求める場合は、当該事業に必要な経費等を記した令和元年度地域資源活用支援事業協賛申出書(様式1)を、当該事業を実施する日から起算して10日前までに協議会に提出するものとする。

(協賛の決定)

第8条 協議会は、前条による協賛申出書の内容を審査し、適当であると認めた場合は、当該協賛対象団体に対し令和元年度地域資源活用支援事業協賛決定通知書(様式2)により通知するものとする。

(協賛の変更)

第9条 前条の協賛決定を受けた者が、事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和元年度地域資源活用支援事業協賛変更申出書(様式3)を提出し、会長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
2 協議会は、前条の申出の内容が適当であると認めた場合は、協賛対象団体に令和元年度地域資源活用支援事業協賛変更決定通知書(様式4)により通知するものとする。

(協賛の中止)

第10条 協議会は、前条の中止の申出があった場合以外においても、次の場合に協賛対象団体への協賛を中止するものとする。

- (1) 協賛申出書に係る事業が履行されない場合、あるいは履行されないことが確実であると会長が認める場合。
- (2) 協賛の申出をした団体が協賛対象団体としての要件を満たさなくなった場合。

- (3) 協賛対象団体が申し出た協賛対象事業と当該協賛対象団体の実施内容が異なる場合。
- 2 協議会は、前項の規定により協賛を中止した場合は令和元年度地域資源活用支援事業協賛中止通知書（様式5）を協賛申出書の提出者に送付するものとする。

（実績報告）

- 第11条 協賛対象団体は、当該年度の協賛対象事業が完了したときは、協賛対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、協議会に対し令和元年度地域資源活用支援事業実績報告書（様式6）を提出するものとする。
- 2 前項の報告に当たっては、事業協賛対象金額に対して支出した内容のわかる書類若しくはその写しを添付して提出するものとする。

（協賛金額の確定）

- 第12条 協議会は、前条の実績報告書について適当と認められる場合は、協賛金額を確定し、令和元年度地域資源活用支援事業協賛金額確定通知書（様式7）により、当該協賛対象団体に通知するものとする。

（協賛金の請求）

- 第13条 前条の規定による通知を受けた協賛対象団体は、通知日から起算して14日以内に令和元年度地域資源活用支援事業協賛金請求書（様式8）を会長に提出しなければならない。

（財産等の帰属）

- 第14条 協賛対象団体が、協賛対象事業の実施に伴い取得した権利等については、当該協賛対象団体に帰属するものとする。

（その他）

- 第15条 この要項の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

付 則

- 1 本要項は令和元年6月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 本要項施行前に実施された協賛対象事業については、本要項第7条中「当該事業を実施する日から起算して10日前」を「本要項が施行された日から30日を経過した日」に、第11条中「協賛対象事業が完了した日」を「第8条に定める通知を受けた日」に読み替える。